## 子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業は、保護者の疾病など、やむを得ない理由により一時的に子育てが困難なご家庭 の児童を、市と契約した児童養護施設等でお預かりする事業です。

### ○利用対象者

- 満18歳未満の児童の保護者(児童を現に監護する方)で、次のいずれにも該当する方
- (1)市内に住所を有する方
- (2)次の理由により、家庭で対象児童を養育することが一時的に困難であると市長が認めた方
  - ア疾病、育児疲れ、育児不安その他の身体上または精神上の理由
  - イ 出産、看護、事故、災害、失踪その他の家庭養育上の理由
  - ウ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他の社会的な理由
  - エ その他の理由

【注意】下記の(1)~(4)に該当する児童の場合は利用が出来ません。

- (1)感染症その他の感染性疾患を有し、他の児童等に伝染するおそれがある場合
- (2)疾病等により、医療機関で治療を受ける必要があると認められる場合
- (3)専門的な看護等を必要とし、集団での生活が困難であると認められる場合
- (4)委託した施設において養育することが困難であると認められる場合

### ○利用期間

1回当たり7日間以内。原則として利用者が児童養護施設等へ送迎します。

### ○利用の登録

事業の利用を希望する方は、利用登録申請書をこどもセンターに提出し、事前に利用登録をしてください。

#### ○利用の申請

登録後、施設の利用を希望する方は、利用申請書をこどもセンターに提出してください。

- ※利用希望日時に施設に空きがない場合など、利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ※入所施設等、詳しくは下記までお問い合わせください。
- 問 こども課こどもセンター(総合保健福祉センターかがやき2階) ☎55-8873

# 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の対象期間等が延長されました

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない労働者に対して、有給の休暇を取得させた事業主を対象とした「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」(以下「小学校助成金」という)を、令和3年9月30日から再開し、令和3年8月1日から令和4年6月30日までの間に取得した休暇について支援を行っていましたが、対象となる休暇取得の期間が令和4年9月30日まで再び延長されました。

また、「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」(以下「特別相談窓口」という)を労働局に開設し、労働者の方からの「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等のご相談に応じて、事業主へ小学校助成金の活用の働きかけを行っていますが、特別相談窓口の開設期間についても令和4年12月28日まで延長いたしました。

問 小学校助成金は、コールセンターまで ☎0120-876-187(フリーダイヤル)

※令和4年7月から電話番号が変わりました。

特別相談窓口は、茨城労働局雇用環境・均等室まで ☎029-277-8295